

令和2年度
事業計画書



真庭市社協マスコットキャラクター 「社協のきょうちゃん」

社会福祉法人真庭市社会福祉協議会

目 次

I	はじめに	
II	理念	1
1	基本理念	1
2	経営理念	1
3	行動マインド	1
III	重点事業	2
IV	事業実施項目	2
1	法人運営	2
(1)	組織運営	2
(2)	財務運営	3
(3)	指定管理事業	4
(4)	真庭市との連携	4
(5)	社会福祉法人の公益的な取り組みの推進	4
2	地域福祉事業	5
(1)	住民参加活動の推進	5
(2)	個別支援活動の推進	7
(3)	地域福祉推進のための環境整備の推進	9
3	在宅福祉サービス	11
(1)	訪問介護事業（介護予防訪問介護事業、障害者総合支援事業、お助け訪問事業【真庭市からの受託】を含む）	11
1 (2)	訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護事業、障害者訪問入浴サービス事業【真庭市からの受託】を含む）	11
(3)	通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）	12
(4)	短期入所生活介護事業（介護予防短期入所生活介護事業を含む）	12
(5)	地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームやすらぎ）	13
(6)	居宅介護支援事業（介護予防支援事業【真庭市からの受託】を含む）	13
(7)	障害者（児）移動介助事業【真庭市からの受託】	14
(8)	介護予防デイサービス事業・元気はつらつデイサービス事業【真庭市からの受託】	14
(9)	生活支援短期宿泊事業【真庭市からの受託】	14
(10)	介護事業者として利用者への満足度調査の実施	14

I はじめに

少子・高齢化の進行による人口減少社会では、地域社会や家庭の様相は大きく変容し、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、生活困窮や権利擁護の問題など、地域における生活課題は複雑化し、多様になっています。

こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、社会福祉協議会としてその解決に向けた取り組みを図っていくことが必要になります。

また、社会福祉法の改正に伴い、「地域における公益的な取り組み」が社会福祉法人の責務として位置づけられ、社会福祉協議会が中心となって取り組みを推進することが求められています。

真庭市社会福祉協議会においても、これまで以上に地域の生活課題や福祉ニーズを把握し、新たな課題に即応した福祉活動の開発・実践に取り組むとともに、経営改善に取り組むことが重要です。令和2年度は、「第3次地域福祉活動計画見直し計画」を実施するとともに、さらなる地域福祉活動の推進、介護サービスを始めとした在宅福祉サービスの展開を図り、市民に寄り添った活動を実施します。

また、財源確保に取り組むとともに、限られた財源の中で効率的・効果的な事業を行います。

真庭市社会福祉協議会の理念に基づき各種活動を行ってまいります。

II 理念

1 基本理念

すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

2 経営理念

住民主体の地域福祉を推進します。

適切で質の高いサービスを提供します。

経営体質を強化し、人財を育成します。

3 行動マインド

理想と誇りを持って地域福祉を進めます。

利用者本位で心のこもったサービスを提供します。

法令を遵守し、高い倫理観を持って行動します。

組織目標を共有し、経営能力を高めます。

職員としての一体感を高め、相互に協力します。

Ⅲ 重点事業

真庭市社会福祉協議会の理念に基づき、すべての市民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、質の高い福祉サービスの提供と、住民主体の地域福祉を推進するため、次の事業に重点をおき実施します。

1 地域助けあい事業の強化・充実

地区社協と連携した見守り活動や福祉課題の早期発見のため、全地区社協で年2回助けあい会議を開催します。

助けあい会議では、高齢者世帯だけでなく障がいを持った方や子育てに悩んでいる方、生活に困窮されている方やひきこもりの方等の情報提供により、関わりシートや見守りシートを活用し、地域での見守り・声かけ活動が確実に継続して行えるよう、地区社協と協働し事業の強化・充実を図ります。

2 子育て支援事業の推進

地域住民や関係機関等と連携し「子どもの居場所」づくりや学習支援等に継続的に取り組むとともに、子育て支援ボランティア養成講座の実施や支援団体のネットワークづくりを推進し、地域ぐるみで安心して子育てができるよう取り組みます。

3 住民の権利擁護体制の推進

「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」に継続して取り組み、判断能力が低下した方の権利が守られ、地域で安心して生活できるよう支援を行います。

Ⅳ 事業実施項目

1 法人運営

(1) 組織運営

地域福祉推進体制の充実及び各種事業のサービス提供体制の充実をめざします。

また、職員の専門性の向上を図るため、研修体制の充実に取り組みます。

ア 理事会

(ア) 開催目標 5 回（令和元(2019)年度実績見込み 5 回）

(イ) 役員研修会の実施、責任体制の明確化、委員会組織の活性化

イ 監事会

(ア) 開催目標 3 回（令和元(2019)年度実績見込み 3 回）

(イ) 役員研修会の実施

ウ 評議員会

(ア) 開催目標 5 回（令和元(2019)年度実績見込み 3 回）

(イ) 研修会の実施

エ 業績検討会

役職員による介護事業及び地域福祉事業の業績検討会を実施します。

オ 人財育成を目的とした人事評価制度の実施と取り組み

真庭市社会福祉協議会の理念と、行動マインドの実践や職員の経営参画意識を高めるため、各部門計画・個人目標を掲げ業務にあたることにより、目標達成に向けた意識の向上を図り、人財の育成を目的に人事評価を実施します。

また、職員の人財育成と人財確保に向け資格取得支援などの取り組みを実施します。

併せて、働き方改革関連法に基づく対応として、長時間労働の是正や有給休暇の取得、不合理な待遇差の禁止等、職場の雇用環境改善に向けた取り組みを行います。

カ 部署間連携の強化

真庭市社会福祉協議会の各部署間の事業連携・情報共有を徹底し、オール真庭市社協で地域福祉を推進する職員の一体感の醸成・強化にさらに取り組みます。

(2) 財務運営

真庭市の財政支援の確保を図り、地域福祉事業の財源となる社協会費、善意寄付、各種募金の増強や、外部資金の確保に取り組み、介護事業所の効率的運営による事業収支の改善を図ることで、真庭市社会福祉協議会の財務基盤の安定をめざします。

ア 自主財源の増強

社協会費、善意寄付金収入、共同募金収入

(ア) 社協会費

令和2年度目標額 14,664 千円

(令和元(2019)年度実績見込み 14,204 千円)

地区社協活動など各種地域福祉事業推進のための貴重な財源であり、市民に会員制度の周知と啓発を行います。併せて「ふるさと会員制度」(新規事業)に取り組み、加入率の向上と会費収入の増額をめざします。

(イ) 共同募金運動

令和2年度目標額 7,600 千円

(令和元(2019)年度実績見込み 6,239 千円)

ふれあい・いきいきサロン助成やボランティア活動など募金配分金を活用した各種事業の周知を行い、募金の増額をめざします。

(ウ) 歳末たすけあい募金

令和2年度目標額 3,123 千円 (令和元(2019)年度実績見込み 3,108 千円)

一人暮らしの集いや友愛訪問、子育て支援活動など募金を活用した各種事業の周知を行い、募金の増額をめざします。

(エ) 善意銀行

令和2年度目標額 10,800 千円

(令和元(2019)年度実績見込み 10,800 千円)

ボランティア活動助成や福祉車両の整備、災害見舞など寄付金を活用した

各種事業の周知を行い、寄付金の確保に努めます。

また、寄付金を効果的に活用できるよう事業内容の検討を実施します。

イ 真庭市の負担金及び補助金の確保

負担金 35,490 千円、補助金 30,600 千円、負担金補助金合計 66,090 千円を確保します。

ウ 介護保険関係事業の経営改革

サービス区分ごとの経営管理体制強化による経営の安定化を図ります。

エ 外部資金の活用

公的資金、民間企業の助成等、情報を細かくチェックし、外部資金を活用した事業が展開できるよう、財源確保への取り組みを強化します。

(3) 指定管理事業

湯原保健福祉センター 令和 2 年度～令和 6 年度 (5 年間)

中和デイサービスセンター 平成 30 年度～令和 2 年度 (3 年間)

八束老人福祉センター 平成 30 年度～令和 2 年度 (3 年間)

川上老人福祉センター他 平成 30 年度～令和 2 年度 (3 年間)

湯原保健福祉センターについては、介護保険サービス事業の経営の安定化を図ることに努めます。

川上老人福祉センター他蒜山地域の施設管理は、令和 2 年度で終期となる為、令和 3 年度からの管理業務について、真庭市と協議をしていきます。

(4) 真庭市との連携

地域福祉の推進及び個別具体的に必要な福祉事業の提供のため、職員及び事業用資産の確保に資する真庭市の支援を得ながら、専門性の向上とともにさらなる地域福祉活動の活性化と、真庭市福祉行政及び施策への参加・協力を行っていきます。

また、真庭市内の介護保険サービスの提供体制の確保のために介護保険サービス提供事業者としての充実を図り、障害者総合支援サービスや新総合事業などの真庭市事業の受託による福祉サービスの提供に努めていきます。

さらに、真庭市へ真庭市社会福祉協議会の実施事業に対する理解を得る働きかけと、地域福祉推進に向けた体制の整備を図るため真庭市と協議します。

(5) 社会福祉法人の公益的な取り組みの推進

平成 30 年度設立した真庭地域社会福祉法人連絡会「まにわささえ愛ネット」の「ものバンク」「地域交流事業」の取り組みを推進しながら、制度の狭間にある課題を検討していきます。

2 地域福祉事業

(1) 住民参加活動の推進

ア 小地域福祉活動の推進

地域住民が主役となって活動に参加し、地域づくりを進める中で「地域の福祉力」を高め、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みをします。

(ア) 地区社協組織の活性化

地域助けあい事業の推進を図るとともに、地域での見守り体制の整備に向け福祉活動専門員が積極的に関わり、住民主体の活動提案や支援を行います。

また、ちょっとした困りごとを解決するため、有料サービスの利用を進めていきます。

- a 住民座談会を広く住民に呼びかけ実施し、地域課題の把握と理解に努めます。(開催目標；地区社協ごとに年1回以上)
- b 助けあい会議(地区社協ごと年2回)の開催と助けあいマップ作成による地域での見守り体制の整備及び、困りごとを抱えた人(高齢者世帯・障がいを持った方や子育てに悩んでいる方、等)への支援を行います。
- c 地区社協助成金について、全地域で地域福祉活動に有効活用できるよう検討を行います。

(イ) ふれあい・いきいきサロンの推進

身近な地域で気軽に参加でき、「ふれあいの場づくり」「仲間づくり」「出会いの場づくり」を目的として、サロンの未設置地区への普及促進に努めます。

また、現行のサロン継続に向け、メニューや貸出物品の情報提供、サロンの集い等を開催し情報交換の場を設けるなど活動を支援します。

福祉活動専門員がサロンに積極的に出向き、地域住民のサロン推進の支援を行います。未設置地区においては、出前サロンを行い、サロン設置を推進します。

また、サロンを活用した移動販売利用事業を活用し、希望のサロンに対応します。

(ウ) 福祉委員活動の充実

身近な地域の見守り、アンテナ役として役割が浸透するように、福祉委員研修会や住民座談会等で具体的な役割の提示をします。

- a 各種資料を活用し福祉委員研修会を開催します。(開催目標：各支所年2回以上)
- b 活動活性化のため回覧板の活用や、社協だより・ホームページ・MI T等で具体的な活動について周知します。また、福祉委員交代時には、見守り活動が継続されるよう依頼していきます。
- c 地域での見守りに加え、地域福祉活動への参加や福祉に関する情報提供等具体的な活動につながるよう説明を行います。

(エ) 見守りネットワークの構築

福祉委員と民生委員児童委員をはじめ地域住民との連携・情報交換の場づくり、福祉情報等の提供を積極的に行い、見守り活動を進めます。

- a 住民座談会や助けあい会議を開催し、見守り活動の充実を図るとともに福祉委員や民生委員児童委員等との連携を強化します。

- b 救急医療情報キット設置推進及び情報更新時における見守り活動の充実を図ります。
 - c 地域の福祉課題を早期に発見し必要な支援に結び付けるため、地域助けあい事業による見守り活動の推進を行います。
 - d 真庭市が行う見守りネットワーク事業に参加し、関係機関等との連携を図ります。
- (オ) 小地域福祉活動を支える人材の育成
- 地域福祉活動の更なる活性化や地域課題の解決に向け、研修会や意見交換会を開催します。
- a 地域福祉推進委員会を開催します。(開催目標各支所3回以上)
 - b 地域福祉推進委員代表者会議を開催します。(開催目標3回以上)
 - c 地域福祉活動担い手研修会を開催します。(開催目標年1回)

イ 当事者及び当事者組織の支援

市内で活動する福祉団体等の活動を自立に向けて支援します。

また、当事者や当事者組織の相談や、社会参加、問題解決等に向けて支援します。

- (ア) 当事者の社会参加を支援します。
- 当事者の交流・社会参加を支援するため、真庭市や真庭地域自立支援協議会と連携して各種交流事業を開催するとともに情報提供を行います。
- (イ) 各種当事者組織の自主運営に向けた活動を支援します。
- a 当事者組織の自主運営に向けて、真庭市及び各団体と活動内容を協議しながら支援を行います。また、受託による事務運営を継続して行います。
 - b 情報提供と会員相互の交流に向けた取り組みを行います。
 - (a) 真庭市老人クラブ連合会の活動を支援します。
 - (b) 真庭市手をつなぐ親の会の活動を支援します。
 - (c) 真庭市遺族会連合会の活動を支援します。
- (ウ) 当事者組織との協働活動を推進します。
- 就労支援事業所・作業所へ必要な情報を提供し、真庭地域自立支援協議会への参加により障がい者(児)支援を推進します。
- 社会福祉大会等において各作業所の製品等を展示・販売し、作業所の紹介を行います。

ウ ボランティア活動者の育成支援

地域活動を行う中で見えてきたニーズを基に、人材の発掘と育成を図ります。

- (ア) ボランティア市民活動センター及びボランティアステーションの機能の強化
- ボランティア活動がしやすい環境を整え、ボランティア活動の活性化をめざします。また、若い世代にも参加してもらえるよう工夫します。
- a ボランティアコーディネートを行うとともに、ボランティア活動に関する情報収集と情報提供を行います。
 - b ボランティア保険の加入を推進します。(掛金の一部助成)
 - c 市内ボランティア団体、市民活動への活動支援を行います。(地域福祉活動団体への支援)

- d 社協だよりやホームページでボランティア活動の広報啓発を行います。
- (イ) 災害ボランティアセンターなど災害緊急対応体制の整備
 - a いつどこで起こるかわからない災害に備え、今後も定期的（隔年）に災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行います。また、災害対応マニュアルの見直しを行います。併せて、岡山県社協等の行う災害ボランティアセンター関係研修に参加し、災害時の対応に備えます。
 - b 真庭市との協定により、平常時から関係部署と連携を取り災害時に備えます。
- (ウ) ボランティアの養成・育成
 - a 夏のボランティア体験事業を継続実施します。
 - b 地域子育て支援ボランティア養成講座を開催します。
- (エ) ボランティアネットワークの推進・活性化
 - a 市内ボランティア団体の連携・交流・情報交換を行います。
 - (a) ボランティア交流会を開催します。（開催目標 2 回）
 - (b) ボランティア研修会を開催します。（開催目標 1 回）
 - b 真庭市ボランティア連絡協議会等の活動を支援します。
 - ボランティア活動が活性化するよう「社協だより」の活用や社協のホームページ等で情報を発信し、住民参加と理解を促進します。
 - c 各関係機関と連携した活動の展開を図ります。

エ 地域包括ケアシステムの構築

地域の中で援助を必要とする人のいきいきとした暮らしを実現するため、福祉課題の早期発見・早期対応のための仕組みづくりに向け、地域包括ケアシステム構築を進める中心機関である地域包括支援センターと連携、協働し取り組みます。また、地域課題の把握や問題解決に向けた協議を行う場として重要な役割を果たすことから、小地域ケア会議の必要性について協議していきます。

オ 新たな公共活動の開発・推進

住民参加による「居場所づくり」や「外出支援」などを継続支援するとともに、「移動」や「買い物」で困っている方への支援について、関係機関等と連携を図り検討していきます。

地域の課題解決を図るため、NPOや企業等との協働による新たな支援活動の開発に向けた検討を行います。また、商工会と連携したサロンでの移動販売に継続して取り組みます。

(2) 個別支援活動の推進

ア ニーズの早期発見・早期支援体制の確立

福祉活動専門員による※アウトリーチ活動を積極的に行うとともに、地区社協、民生委員児童委員、福祉委員や地域住民による見守り活動を基盤とし、地域ニーズの早期発見を行い、適切な支援につなげていきます。

※アウトリーチ（地域踏査）：実際に地域に出かけて調べること。

- (ア) 困りごとの早期発見・早期支援の仕組みづくりを強化します。
 - a 地域助けあい事業による見守りや声かけ活動を推進します。

- b 助けあい会議で、「助けあいマップ」作成による支援が必要な世帯（高齢者世帯・障がいを持った方や子育てに悩んでいる方等）の情報把握と支援を行います。
 - c 地域で、生活に困窮している方やひきこもりの方等の把握に努めます。
 - d 見守りの連携強化を図ります。
- (イ) 福祉活動専門員によるアウトリーチ活動の推進と個別支援を行います。
- (ウ) 全地区社協で住民座談会を開催し、住民の生活課題の把握に努めます。

イ 在宅福祉活動

(ア) 高齢者支援の推進

一人暮らし高齢者、高齢者世帯等の在宅での生活を支えるため、各種在宅福祉サービスを継続実施します。

- a 一人暮らし高齢者のつどい、配食サービス、外出支援等を行います。
- b 福祉機器介護用品貸出事業、福祉車輛貸出事業、声の広報事業を行います。
- c 福祉移送サービス事業、高齢者等給食サービス事業・生活支援給食サービス事業・食の自立支援サービス事業【真庭市からの受託】に取り組みます。
- d ささえあいデイサービス事業を継続して行います。

(イ) 障がい者(児)支援の推進

地域で自立した生活や社会参加が可能になるよう関係機関等と連携し、必要なサービスを提供します。

- a 福祉機器介護用品貸出事業、福祉車輛貸出事業、声の広報事業を行います。
- b 福祉移送サービス事業【真庭市からの受託】を行います。

(ウ) 子育て支援の推進

地域住民や関係機関等と連携し、子育てサロンの設置や子育て支援ボランティアの支援を行うとともに、身近に相談できる関係づくりや情報提供に努めます。本年度は、子育て支援ボランティア養成講座を実施し、養成・育成を進めていきます。

また、子育て支援団体間のネットワークづくりに継続して取り組み、ニーズ把握を行うとともに、地域ぐるみで安心して子育てが出来るように進めていきます。

(エ) 全般的支援の推進

福祉機器介護用品貸出事業、福祉車輛貸出事業、たすけあい号貸出事業、レクリエーション用具貸出等を実施し、在宅の高齢者、障がい者(児)及び住民の地域福祉活動を支援します。

老朽化した貸出備品のメンテナンスや整備・更新を適宜行います。

ウ 相談支援の実施

(ア) 相談窓口機能の充実

相談援助の専門職として、的確、適切な対応を行うとともに、職員の資質向上に努めます。また、ふれあい・いきいきサロンや地区社協活動等を活用し「ふくし巡回相談」に継続して取り組み、住民が身近な場所で相談できるよう進めます。

ふくし巡回相談開催目標 101 回（市内全域）

(イ) 心配ごと相談所の開設【真庭市からの受託】

身近な総合相談窓口として、問題解決に向けて適切な相談援助を行います。
また、併せて社協だよりや告知放送等で啓発を行います。

(ウ) 生活福祉資金の貸付事業【県社協からの受託】

民生委員等と連携し、利用者（借受世帯）の生活指導や償還指導に努め、
経済的自立と生活の安定を支援します。

また、貸付の対象とならない人への支援に関係機関等と連携をとりながら
取り組みます。

(エ) 緊急小口資金貸付事業（新規事業）

緊急かつ一時的な生活困窮により生計の維持が困難な状況にある世帯に対
し、資金の貸付と必要な相談援助を行い、生活の安定を図ります。

生活困窮者自立相談事業や日常生活自立支援事業等と連携・協働し、生活
困窮世帯への適切な支援を行います。

(オ) 日常生活自立支援事業【県社協からの受託】

行政等の関係機関と連携し、利用者の権利を守る事業として適切なサービ
スの提供に努めます。今後利用者の増加が見込まれることを踏まえ、幅広く
市民に権利擁護に関する情報を提供し、その必要性を周知していきます。

また、成年後見制度への移行支援を行い、関係機関等と連携を図り適切な
支援に努めます。

a 生活支援員研修会を開催します。（年1回）

b 関係部署と情報共有を図り、利用者の地域生活支援に取り組みます。

c 県社協が主催する研修会や連絡会等に参加し、専門性の向上や地域との連
携に努めます。

d 利用者への適切なサービス提供と職員の資質向上を図るため、研修を行いま
す。

(3) 地域福祉推進のための環境整備の推進

ア 福祉教育の推進

(ア) 児童・生徒へ福祉教育の推進

出前福祉講座の実施やボランティア体験など福祉教育実践の機会を設ける
とともに、地域型福祉学習事業助成等により、思いやりの心を持った人材育
成に取り組みます。

(イ) 地域住民、医療・福祉関係者等専門職へ福祉教育の推進

地域の福祉コミュニティづくりに向け、各種講演会や研修会・地区社協活
動推進等により地域住民の福祉に対する理解と関心を深めます。また、専門
職の地域福祉や小地域福祉活動への理解を進めます。

イ 広報啓発活動の推進

(ア) 社協活動が十分に周知できるよう広報啓発活動を組織的・計画的に実施しま
す。

(イ) 広報誌「社協だより」の内容充実、ホームページやTwitterと事業の連動な
ど、広報手段の積極的な活用を進めます。

(ウ) イメージキャラクターの活用

社協活動により親しみと関心を持ってもらうため、広報手段（社協だより、

ホームページ、Twitter) や社会福祉大会などのイベント、支所・事業所活動に社協のイメージキャラクター「社協のきょうちゃん」の着ぐるみや帽子、キャラクターグッズ等を活用します。

(エ) 広報委員会の活性化

広報啓発活動を推進するため、広報委員会を開催します。

開催目標 4 回 (令和元(2019)年度実績 4 回)

(オ) 真庭市社会福祉大会の開催

住民への周知や啓発を行いながら、福祉意識の向上や社協活動の紹介等を目的に、「真庭市社会福祉大会」を開催します。

開催予定 令和 2 年 11 月 21 日 (土)

開場予定 勝山文化センター

ウ 調査・研究活動の推進

福祉に対する地域ニーズを把握し、ニーズに即した福祉活動を展開できるよう進めていきます。

ひきこもり対策として、ひきこもりへの理解を深めるため、地区社協・民生委員児童委員・福祉委員などの福祉関係者や地域住民に呼びかけ、年 3 回の勉強会を行い地域の理解を進めます。

エ 社会資源の活用・改善・開発

(ア) アウトリーチ活動や住民座談会での地域課題解決に向け、市や関係機関への提言を行います。また、地域における公益的な取り組みについて、市内社会福祉法人・施設等と連携していきます。

(イ) 地域ケア会議等で、資源マップ(制度・サービス等)を活用し地域課題の解決に向け、関係機関や専門職と連携し取り組みます。

オ 住民の権利擁護の推進

(ア) 日常生活自立支援事業の啓発と利用促進を図ります。

(イ) 成年後見制度の啓発と利用促進を図ります。

(ウ) 法人後見事業を実施します。

真庭市社会福祉協議会が法人として、成年後見制度における成年後見人、同保佐人、同補助人となり、判断能力が不十分な方の保護、支援を継続して行います。

a 法人後見支援員情報交換会を行います。(年 2 回)

b 関係機関・部署と情報共有・連携を図り、利用者が安心して地域で生活できるよう支援します。

c 県社協が主催するフォーラムや研修会・連絡会等に参加し、専門性や資質向上を図り地域との連携に努めます。

d 法人後見運営委員会を適宜開催し、適正な事業運営を図ります。

e 住民の権利擁護に関するワンストップ相談支援機関として、中核的支援機関(権利擁護センター等)の必要性は高まっており、引き続き設置に向け真庭市や関係機関・団体等と協議・検討を行います。

(エ) 事業実施における個人情報の取り扱いについて、地域住民に説明と理解を求め、個人情報を適切に保護できる仕組みづくりを行います。

カ 評価体制の整備

地域福祉活動計画進捗状況の管理と評価を行います。

第3次地域福祉活動計画見直し計画（令和2年度～令和3年度）による事業推進を行うとともに、第3次地域福祉活動計画最終年に向けた事業評価を行っていきます。

また、社協事業全体について縮小や廃止の協議を行います。

3 在宅福祉サービス

(1) 訪問介護事業（介護予防訪問介護事業、障害者総合支援事業、お助け訪問事業【真庭市からの受託】を含む）

利用者の尊厳を守り、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、自立した生活を支援し、利用者が満足するサービスをめざします。

ア 利用者個々のニーズにあった、適切なサービスを提供します。

(ア) 年間研修計画及び個人目標により自己研鑽・自己啓発に努めます。

(イ) 利用者理解と接遇力、コミュニケーションを図り信頼関係を構築します。

(ウ) 多職種と連携を図り、早期に問題把握・発見し利用者が信頼し安心してもらえるサービスを提供します。

イ 業務管理体制の強化により、適切なサービスを提供し、職員の一体化をめざします。

(ア) 職員間の連携を図りサービスの質の向上と維持に努めます。

(イ) 特定事業所加算を継続し、業務の効率化を図ります。

(ウ) 毎月定期的なヘルパー会議と、必要に応じ単発的にミーティングを行い、サービスの質の統一化に努めます。

ウ 多職種及び地域福祉部門と連携し、地域包括ケアの一員として積極的に寄与し、また医療知識の習得のため研修へ積極的に参加します。

(2) 訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護事業、障害者訪問入浴サービス事業【真庭市からの受託】を含む）

利用者の尊厳を守り、住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、在宅生活を支えます。また、安全・快適なサービスの提供を行うことで、地域住民から信頼される事業所をめざします。

ア 真庭市全域を対象にサービス提供します。

(ア) 親切、丁寧、即対応により利用者ニーズに応えます。

(イ) 車輛の始業前点検を実施します。

(ウ) 設備点検を定期的に行い、安全施行に徹します。

イ 利用者一人ひとりの希望の実現に向けた個別ケアの提供ができる人財を育成します。

- (ア) 年間研修計画及び個人目標により自己研鑽・自己啓発に努めます。
- (イ) 利用者理解と接遇及び、コミュニケーション能力の向上をめざします。
- (ウ) 事業所内研修を実施し、職員の意識、介助技術の向上を図ります。
- (エ) 報告、連絡、相談を徹底し、利用者本位のサービス提供を行います。
- (オ) 介護方法を統一し、一人ひとりに合わせたサービス提供を行います。

ウ 多職種との連携により、安全で快適なサービスを提供します。

医療機関、各サービス事業所、居宅介護支援事業所との連携を密にし、きめ細やかな対応を行うことで、利用者の安全を確保するとともに、快適な入浴となるよう事業を推進します。

利用者の立場に立って思いやりを持ったサービス提供に努めます。

(3) 通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）

利用者が住み慣れた家で安心した生活を送れるよう、デイサービスをもって支援します。

ア 個別に多様化する様々なニーズに対応できるサービス提供を行います。

- (ア) 送迎時にも安全に配慮し、安心してご利用していただけるよう行います。
- (イ) サービス提供に関わる車輛、施設内設備、浴室等の安全確認を行い、事故発生を防ぎます。
- (ウ) 理念に基づき、部門及び個人目標の達成に向けたサービス提供の実現をめざします。
- (エ) 増加・多様化する認知症や疾病への適切な対応を行い、ご本人やご家族に信頼を置いていただける事業所となるよう努めます。
- (オ) ご利用の関係者及び地域や各関連の方々とも連携をとり、地域密着型事業所として、地域に開けた明るいサービス提供を行います。

イ 我が家での暮らしを続けられるよう、その心身機能の維持向上をめざします。

家庭内での日常生活動作に関連し、無理なく楽しく体を動かせる体操やレクリエーションを実施します。

ウ 利用者の全身に機能低下予防、疾患リスクの低下のため口腔ケアを行います。

(4) 短期入所生活介護事業（介護予防短期入所生活介護事業を含む）

介護者の介護負担の軽減を図り、利用者が自立した日常生活を送れるよう適切なサービスを提供します。

ア 在宅で安定した生活ができるよう、生活習慣の習得や心身機能の維持向上につながるサービスの提供を行います。

イ 利用者理解と接遇力、コミュニケーションの向上を図ります。

ウ 他の事業所との連携を強化し、適切な個別対応を行います。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホームやすらぎ）

ア 運営の基本方針

- (ア) 入所者の尊厳を守り、穏やかに楽しく生活できるサービスの提供を実施します。
- (イ) 地域密着型介護老人福祉施設として、地域住民の代表、利用者及び家族等による運営推進会議を開催し、地域住民の意見を運営に反映させていきます。
- (ウ) 運営推進委員会を中心として、地域住民・ボランティアとの交流を推進します。

イ 組織管理

- (ア) 利用者本位の施設運営に取り組みます。
- (イ) 協力病院、協力歯科医院との連携強化により入所者の健康維持を図ります。
- (ウ) 個人としてだけでなく、チームとしての介護技術の向上をめざします。
- (エ) 年間研修計画により認知症及び重度化に対応のできる職員の育成を行います。
- (オ) 運営推進会議等の意見を取り入れ、効率のよい運営方法を検討していきます。

ウ 安全管理及び災害対策

- (ア) 感染予防等各種職員研修を実施し、施設の健全管理に努めます。
- (イ) 腰痛予防を意識した介護方法の実践を行います。
- (ウ) 防災に対して、器具、設備等の点検を行うとともに、自然災害及び火災発生時の総合避難訓練（避難、誘導、通報、初期消火等）を実施し、入所者を安全且つ迅速に避難誘導できるよう備えます。

(6) 居宅介護支援事業（介護予防支援事業【真庭市からの受託】を含む）

介護保険の認定を受けた利用者が、可能な限り自宅で自立して日常生活を送ることができるように、多職種と連携しながら、最適な支援計画を作成します。

ア 年間研修計画に基づき、自己研鑽・自己啓発のための研修に積極的に参加します。

イ 利用者援助技術の向上に努め、利用者理解を深めます。

ウ 地域包括ケアシステムの構築に向け、介護支援専門員として「つなぐ」役割を果たします。

エ 利用者や家族の意見を反映し、望む生活を支援して行きます。

オ 受講資格条件を満たす者は、主任介護支援専門員の研修に参加し、特定事業所加算の算定を継続していきます。

(7) 障害者(児)移動介助事業【真庭市からの受託】

歩行や車いすの介助、代読や代筆などのコミュニケーション支援などを通じて障がいのある人の自立と積極的な社会参加を促進します。

利用者の要望を把握し関係機関と連携しながら、満足のあるサービスを提供します。

(8) 介護予防デイサービス事業・元気はつらつデイサービス事業【真庭市からの受託】

高齢者に外出の機会を設けることで、心身機能の保持ができるよう支援します。
ア 身体機能の維持・活性化のために、楽しい交流の場を提供します。

イ 介護を必要とせず、その人らしい生活がなるべく続けられるよう、運動や交流活動をもって支援します。

(9) 生活支援短期宿泊事業【真庭市からの受託】

地域包括支援センターとの連携を図り、利用者の要望に応えられるプランにより、在宅での生活習慣の改善となるよう生活習慣と体調の管理調整を行います。

(10) 介護事業者として利用者への満足度調査の実施

訪問介護(介護保険・介護予防訪問)・訪問入浴介護・通所介護の利用者へアンケート調査を実施し、サービスの改善に取り組みます。